

契 約 約 款

株式会社吉備ケーブルテレビ(以下「当社」という)と当社が行うサービスの提供を受ける者(以下「加入者」という)との間に結ばれる契約は、以下の条項によるものとします。なお、本約款は当社の高梁市・吉備中央町内におけるサービスに適用するものとします。

第1条 (高梁市、吉備中央町との契約)

- ① 当社がサービスを提供する高梁市成羽町、川上町、備中町地域においては、高梁市と締結している継続的で安定的なサービスを行うための IRU 契約に基づき、加入者へサービスを提供します。
- ② 当社がサービスを提供する吉備中央町加茂川地域においては、吉備中央町と締結している継続的で安定的なサービスを行うための IRU 契約に基づき、加入者へサービスを提供します。

第2条 (当社の提供するサービス)

当社は、高梁市・吉備中央町内において、当社のサービスを提供するために当社が設置した施設(以下「本施設」という)と吉備中央町が設置した施設(以下「借受施設」という)を借受け、加入者に次のサービスを提供します。

- ① 当社による受信可能なテレビジョン放送、ラジオ放送(FMおよびデジタル放送)を有線により再送信するサービスならびに基本利用料内の自主放送サービス。
- ② 基本利用料内のサービス以外の有料による自主放送サービス。(以下「有料番組」という)ただし、有料番組は基本サービス 上記① をご利用いただく場合に限りご利用いただけます。
- ③ 上記に付帯するサービス業務。

第3条 (契約の単位)

加入契約は、加入者引込線1回線ごとに行います。ただし、加入者引込線1回線から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合(以下「集合共同引込」という)には、別途建物代表者との基本契約(以下「集合住宅契約」という)の締結をした後、各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとします。

第4条 (契約の成立)

加入契約は、当社のサービスの提供を受けようとする者(以下「加入申込者」という)があらかじめこの約款を了承し、加入申込書に所要事項を記載捺印のうえ当社に提出し、当社がこれを受理したときに成立するものとします。

2 当社は、加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には成立しないことがあります。

- ① 加入申込者が、この約款および別表(料金表)の全部または一部に了承せず、正常なサービスの提供が困難な場合。
- ② 当社のサービス提供が技術的な理由により困難な場合。
- ③ 加入申込書の記載事項に虚偽、不備がある場合。
- ④ 加入者が、当社の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められた場合。
- ⑤ 加入申込者が未成年で、法定代理人の同意が得られない場合。
- ⑥ 料金等の支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合
- ⑦ 加入申込者が本約款上要請される諸料金の支払いを怠る恐れがあると認められる場合。
- ⑧ その他、加入申込者がこの約款に違反する恐れがあると認められる場合。

第5条 (加入契約の撤回および解除)

加入申込者は、加入申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、文書により申込みの撤回および解除を行うことができます。

- 2 加入契約後、加入工事が着工または完了済の場合、加入者はその工事に要した費用と撤去工事にかかる費用を負担するものとします。

第6条 (契約の有効期限および最低利用期間)

契約の有効期限は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも文書により何等の意思表示のない場合には、引続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

- 2 基本チャンネル契約およびBSプラン、デジタルベーシックチャンネル、デジタル多チャンネル契約の最低利用期間は6ヶ月とし、利用期間は課金開始日が属する月を1として起算します。
- 3 加入者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合、残余の期間に対応する利用料相当額を当社に支払うものとします。
- 4 当社は次に該当する場合には2項、3項の適用をしないものとします。
 - ① 契約者本人の死亡または転居等、当社が認める特別な理由があるとき。

第7条 (加入契約金および加入工事料)

加入者は、別表(料金表)に従い、加入契約金および加入工事料を支払うものとします。

- 2 解約に際しては、加入契約金および加入工事料の払戻しはしないものとします。
- 3 当社は、社会経済情勢の変化により、加入契約金および加入工事料を改定することがあります。ただし、既存加入者には適用しないものとします。

第8条 (基本利用料)

加入者は、別表(料金表)に定める基本利用料を当社に支払うものとします。

- 2 加入者は原則サービスの提供を受け始めた日の属する翌月から前項の規定に定めた利用料を支払うものとします。

- 3 当社が設定した各利用料の中には、NHKの受信料(衛星受信料を含む)および株式会社 WOWOW の加入料および視聴料は含まれておりません。

第9条 (有料番組利用料)

加入者は、希望により有料番組サービスの提供を受ける場合は、別途、別表(料金表)に基づきデジタルプラン契約を行い、基本利用料金に加算して、デジタルプラン利用料およびCS利用料をサービス開始日の属する月より支払うものとします。

第10条 (サービス利用料の改定)

社会経済情勢の変化、サービス内容の変更などにより、当社が利用料の改定をするときは、改定日の1ヵ月前までに加入者に通知するものとします。この場合、加入者は改定日の属する月から改定後の利用料を支払うものとします。

第11条 (料金の支払い方法)

加入者は、加入契約金、加工工事料、基本利用料、有料番組利用料およびその他条項に定めた費用等について、別途当社が指定する期日までに指定する方法により支払うものとします。

第12条 (セットトップボックス)

加入者は、当社が提供するBS・CSデジタル放送を受信するために必要な機器であるセットトップボックスおよび、リモートコントローラ等の付属品(以下「STB」という)を当社より別表(料金表)に定めるデジタルサービス登録手数料、設置工事費および利用料を支払い、貸与を受けることができます。

なお、付属のBSデジタル放送用ICカード(以下「B-CASカード」という)およびCSデジタル放送用ICカード(以下「C-CASカード」という)の取扱いについては、第13条、第14条の規定によるものとします。

- 2 第1項により、加入者が当社より貸与を受けるSTBについては、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者が故意または過失によりSTBを破損または紛失した場合には、加入者はSTB一般販売価格相当分を当社に支払うものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者はSTBの交換を請求できません。
- 3 加入者は解約時に当社にSTB、B-CASカード、C-CASカードを返還するものとし、譲渡等はしないものとします。
- 4 加入者は、当社が必要に応じて行うSTBのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
- 5 BS・CSデジタル放送は、当社の指定するSTBが設置された場合のみご利用いただけます。

第13条 (B-CASカードの取扱いについて)

B-CASカードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

第14条（C-CASカードの取扱いについて）

STBを利用する加入者は、STB1台に付き1枚のC-CASカードを当社より貸与されるものとし、STBの解約または契約の解除後は、すみやかにC-CASカードを当社に返却するものとします。

また、当社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換および返却を請求できるものとします。

- 2 C-CASカードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改竄することを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。
- 3 加入者が故意または過失によりC-CASカードを破損または紛失した場合には、加入者はその損害分を当社に支払うものとします。

第15条（PPV等の視聴）

PPV等の視聴は、STB加入者に限り利用できます。ただし、地域事情、建物(配線)状況により利用できない場合があります。

- 2 加入者は、PPV等を利用する場合には、課金ごとに定められた方法により個別の申込みを行わなければなりません。
- 3 前項の申込みを行った場合においては、加入者はその申込みの撤回を行うことはできません。
- 4 加入者はPPV等を利用できないように、当社施設側において、措置を講ずることおよびその措置を解除することを当社に所定の様式に記入のうえ、請求することができます。
- 5 加入者宅に設置した当社の機器、B-CASおよびC-CASカードを通じて、加入者以外の者が第1項の申込みを行った場合でも、加入者はその利用にかかる料金の支払い義務を負います。

第16条（施設の設置および費用の負担等）

放送センターから加入者の最寄りのタップオフまでの施設設置に要する費用は当社と吉備中央町が負担するものとします。

- 2 加入者は、最寄りのタップオフから保安器までの引込みに要する費用および保安器の出力端子以降の全ての施設の設置に要する費用を負担するものとします。
(自営柱の建柱、地下埋設等を必要とする場合は、その費用を含む。)
- 3 当社は、放送センターから保安器までの施設を管理します。

第17条（設置場所の提供等）

当社は、施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有または占有する敷地、建物、構築物等は無償で使用できるものとします。

- 2 加入者は、加入契約の締結について、地主、家主その他利害関係がある場合には、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、この事に関して責任を負い、当社は一切責任を負わないものとします。

第18条（当社の保守責任および免責事項）

当社は、本施設および借受施設の維持管理責任を負うものとします。ただし、加入者は当社の維持管理業務の必要上、サービス提供が一時的に停止することがあることを了承するものとします。

- 2 当社は加入者から施設に異常がある旨の申し出があった場合はこれを調査し必要な措置を講ずるも

のとします。ただし、保安器の出力端子以降の施設および受信機等に起因する事項の場合は加入者の責任とし修復に要する費用は加入者負担とします。

- 3 当社の保安責任範囲は、施設の性格上、放送センターから保安器までとし、その施設に故障事故等が生じた場合の修復に要する費用は当社の負担とします。
- 4 加入者は、当社もしくは当社の指定する業者が設備の検査、点検、修理などを行う場合、加入者の敷地、家屋、構築物への出入りについて協力を求められた場合、これに便宜を供するものとします。
- 5 加入者は、加入後の故意または過失により当社管理施設に故障が生じた場合には、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。
- 6 当社は、次の場合サービス提供の停止に基づく損害の賠償責任を負わないものとします。

- ① 天災、地変
- ② 放送衛星、通信衛星の機能停止
- ③ その他当社の責に帰することのできない事由

第19条（一時停止および再開等）

加入者は、当社のサービスの提供を一時停止し、また、その再開を希望する場合、直ちに当社にその旨を文書で申し出るものとします。この場合は、一時休止を申し出た日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の料金は、第8条の規定にかかわらず無料とします。

また、サービスの停止をするとともに、貸与したSTB、B-CASカードおよびC-CASカードを当社に返却するものとします。

第20条（設置場所の変更等）

加入者は、次の場合に限り、受信設備の設置場所を変更できるものとします。その変更に必要な費用は加入者が負担するものとします。

- ① 変更先が同一敷地内の場合。
 - ② 変更先が高梁市・吉備中央町のサービス区域内でかつ技術的にサービス提供可能な場合。
- 2 加入者は前項の規定により、機器等の設置場所を変更しようとする場合は、所定の様式により、その旨を申し出るものとします。

第21条（名義変更）

加入者は、次の場合当社の確認を得たうえで、加入者の名義を変更することができます。

- ① 相続または法人の合併の場合。
 - ② 新加入者が旧加入者の加入契約を継承する場合。
- 2 名義変更を行う場合、新加入者となる者は当社の承認を得た後、所定の様式により、その旨を申し出るものとします。

第22条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は、第20条・第21条に該当する事項以外で、加入申込書に記載した事項を変更する場合は所定の様式へ記入のうえ、その旨を申し出るものとします。

第23条（放送内容の変更）

当社はやむを得ない事情があるときは放送内容を変更できるものとし、それに伴う損害賠償には一切応じないものとします。

第24条（加入者の禁止事項）

加入者は、当社に無断で設備の改造や増設工事をしてはならないものとします。

- 2 無断で改造、増設した設備については、改めて工事を行い、その費用は加入者が負担するものとします。
- 3 無断で改造・増設をしたことによって当社または他の加入者に受信障害など不利益が生じた場合、改変・増設した加入者が賠償責任を負うものとします。
- 4 加入者が、テープ、配線等により、当社のサービスを第三者に提供することは、有償・無償にかかわらず禁止します。

第25条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの、不特定または多人数に対する対価を受けての上映、ビデオデッキ、その他の方法による複製およびかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

第26条（加入契約の解約）

加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の7日以前に所定の様式により当社にその旨を申し出るものとします。

- 2 解約の場合、加入者は第8条、第9条の規定による料金を解約の当月分まで支払うものとします。ただし、利用料を前納している場合は、解約の月の翌月以降の利用料については払い戻すものとします。
- 3 加入者設備の撤去に伴い加入者の所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等に復旧を要した場合その復旧費用は加入者がすべて負担するものとします。

第27条（加入者の義務違反による停止および解除）

当社は、加入者にこの約款に違反する行為があったと認められる場合は、当該加入者に催告のうえ、または、加入者が当社に通知することなく転居等したため催告が到達しない場合、あるいは到達しないことが明らかな場合は、再度の催告あるいは催告なしに当該加入者に対するサービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。

- 2 前項の場合において、当社の業務に著しい支障がある場合には、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。

第28条（個人情報の取扱い）

当社は、サービスを提供するために必要な加入者にかかる個人情報を、適法かつ公正な手段により収集し、適切に取り扱うものとします。

2 前項により、収集し知りえた加入者にかかわる氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居住、請求書の送付先等、および当社が別に定める加入者に関する情報を当社は次の各号の業務の遂行上必要な範囲を越えて利用しないものとします。

- ① サービスの提供を開始、継続、または終了（電話対応、施行、顧客管理、課金計算、料金請求、障害検知、復旧等の業務に必要な場合を含みます。）するために利用する場合。
- ② 当社が提供するサービス（有線テレビジョン放送サービスおよびそれぞれの付加機能サービス、追加サービス等を含みます。）の加入促進を目的とした営業活動で利用する場合。
- ③ サービスの新規開発、サービス向上、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合。
- ④ 加入者から個人情報の取扱いに関して、新たに同意を求めるために利用する場合。

3 当社は、前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に提供する場合があります。

4 当社は、次の各号を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。

- ① 本人の同意がある場合。
- ② 裁判官の発付する令状により、強制処分として捜索・押収等（刑事訴訟法第218条）がなされる場合。
- ③ 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項等）がなされた場合、その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合。
- ④ 人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合。
- ⑤ 吉備中央町から業務上必要と提供依頼があり、当社が提供を必要と認めた場合。

第29条（定めなき事項）

この契約約款に定めなき事項、あるいは疑義が生じた場合は、当社、加入者および加入申込者はお互いに信義誠実の原則に基づき協議のうえ、円満に解決を図るものとします。

第30条（国内法への準拠）

この約款は、日本国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については岡山地方裁判所を管轄裁判所とします。

第31条（約款の改正）

この約款は、総務大臣に届け出たうえ、改正することがあります。

附則

- ① 当社は、特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとします。
- ② 加入者の設備した施設を第三者に譲渡・売却または貸し与えるすることはできないものとします。
- ③ 一括加入および業務用等については別途定めます。
- ④ この約款は、平成 23 年 4 月 1 日より施行するものとします。

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	予定期日
<p>契約約款</p>	<p>第6条 (契約の有効期間) 契約の有効期間は、契約成立日から1年間とします。ただし契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも文書により何等の意思表示のない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。</p> <p>附則 ④この約款は、平成22年4月1日より施行するものとします。</p>	<p>第6条 (契約の有効期間および最低利用期間) 契約の有効期間は、契約成立日から1年間とします。ただし契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも文書により何等の意思表示のない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。</p> <p>2 基本チャンネル契約およびBSプラン、デジタルベーシックチャンネル、デジタル多チャンネル契約の最低利用期間は6ヶ月とし、利用期間は課金開始日が属する月を1として起算します。</p> <p>3 加入者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合、残余の期間に対応する利用料相当額を当社に支払うものとします。</p> <p>4 当社は次に該当する場合には2項、3項の適用をしないものとします。</p> <p>①契約者本人の死亡または転居等、当社が認める特別な理由があるとき。</p> <p>附則 ④この約款は、平成23年4月1日より施行するものとします。</p>	<p>最低利用期間を設けるため</p>	<p>平成23年4月1日</p>

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	予定期日
<p>別表 料金表 3 有料番組利用料</p>	<p>デジタル ベーシックチャンネル (オプションサービス) 525円</p> <p>デジタル 多チャンネル (オプションサービス) 2,100円</p>	<p>BSプラン (オプションサービス) 210円</p> <p>BSプランのご利用は、当社の テレビサービス基本チャンネル 加入が必要です。 料金には、STB(セットトップ ボックス)レンタル料を含んで います。</p> <p>デジタル ベーシックチャンネル (オプションサービス) 420円</p> <p>デジタル 多チャンネル (オプションサービス) 2,100円 (2台目以降1台につき、 1,260円)</p>	<p>加入者に低料金でのデジ タルサービスをご提供する ため</p>	<p>平成23年4月1日</p>
<p>4 工事料</p>	<p>STB取付費 4,200円</p>	<p>STB取付費(1台当り) 4,200円</p> <p>摘要 1 テレビサービス基本加入と 同時の場合は、2,100円/台 2 複数台同時取付の場合、 2台目以降1台につき 2,100円/台</p>	<p>初期費用の軽減</p>	

変更事項	変更前	変更後	変更の理由	予定期日
<p>5 手数料および その他料金</p>	<p>デジタルサービス登録手数料 4,200円</p> <p>デジタルベーシック、 多チャンネル解約手数料 3,150円</p>	<p>デジタルサービス登録手数料 2,100円 BSプラン</p> <p>4,200円 デジタルベーシック チャンネル・ 多チャンネル</p> <p>BSプラン、デジタルベーシ ックチャンネル、多チャンネル 解約手数料 2,100円</p>	<p>初期費用、解約手数料の 軽減</p>	<p>平成23年4月1日</p>